

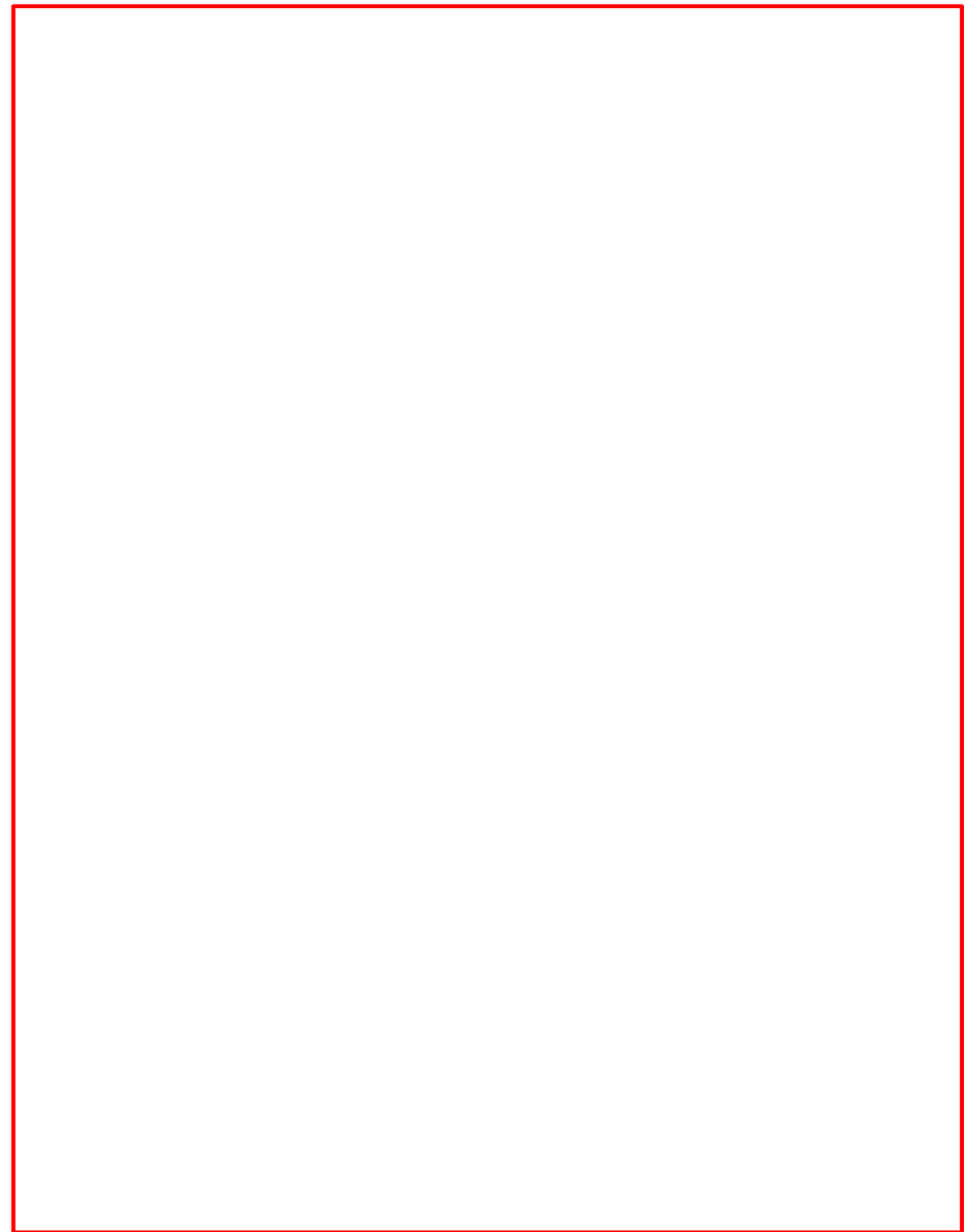
土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領 新旧対照表

改正内容	新（改正後）	旧（現行）																																																																					
	土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領	土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領																																																																					
	<p>制 定 平成29年3月21日28企技第1691号                      一部改正 令和元年9月27日元企技第758号                      一部改正 令和2年4月13日2企技第57号                      一部改正 令和3年3月2日2企技第1241号                      一部改正 <u>令和3年9月17日3企技第767号</u></p>	<p>制 定 平成29年3月21日28企技第1691号                      一部改正 令和元年9月27日元企技第758号                      一部改正 令和2年4月13日2企技第57号                      一部改正 令和3年3月2日2企技第1241号</p>																																																																					
4 工事費の補正	<p>4 工事費の補正                      週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <hr/> <p><u>ただし</u>、工場製作に要する費用、<u>見積により機労材一式の施工単価</u>については補正の対象としない。</p>	<p>4 工事費の補正                      週休2日の実施による工事費については、各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。  <u>ただし、市場単価や土木工事標準単価については、労務費及び機械経費の内訳が不明であるため、当該補正を行わない。</u>                      また、工場製作に要する費用 _____ については補正の対象としない。</p> <hr/> <hr/> <hr/>																																																																					
4-1 市場単価	<p>4-1 市場単価                      週休2日の補正係数を乗じた補正済み単価を算出する。</p> <p>(補正式)                      週休2日補正後の市場単価 = 市場単価 × 週休2日の補正係数</p> <p>週休2日の区分により、市場単価に乘じる補正係数は以下とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">補正係数</th> </tr> <tr> <th>4週6休以上、 4週7休未満</th> <th>4週7休以上、 4週8休未満</th> <th>4週8休以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インターロッキングブロック工</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードレール）</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（ガードパイプ）</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防護柵設置工（横断・転落防止柵）</td> <td>設置</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td>1.01</td> <td>1.03</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工（落石防護柵）</td> <td></td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>防護柵設置工（落石防止網）</td> <td></td> <td>1.01</td> <td>1.02</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>道路標識設置工</td> <td>設置</td> <td>1.00</td> <td>1.01</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table>	名称	区分	補正係数			4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上	鉄筋工		1.01	1.03	1.05	ガス圧接工		1.01	1.02	1.04	インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04	撤去	1.01	1.03	1.05	防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02	防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01	
名称	区分			補正係数																																																																			
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上																																																																			
鉄筋工		1.01	1.03	1.05																																																																			
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04																																																																			
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02																																																																			
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																			
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01																																																																			
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																			
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.01																																																																			
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																			
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.01	1.03	1.04																																																																			
	撤去	1.01	1.03	1.05																																																																			
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02																																																																			
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03																																																																			
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01																																																																			

4-2  
標準単価

	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

※加算額については、単価の構成に労務費等が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。  
ただし、加算額の単価の構成が材料のみの場合は補正しない。




---



---

4-2 土木工事標準単価

補正済みの土木工事標準単価は、土木事業単価表（土木工事標準単価 週休2日補正単価）に掲載の単価を使用する。土木事業単価表（土木工事標準単価 週休2日補正単価）に掲載のない単価については、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その平均価格とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

1.2 附則

この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和2年5月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和3年10月1日以降に起工する工事から適用する。

---

---

---

---

---

1.2 附則

この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和元年10月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和2年5月1日以降に起工する工事から適用する。  
この要領は、令和3年4月1日以降に起工する工事から適用する。

---